

まだまだまだ続く17春闘

4月も17春闘の闘いは続いた。4月6日には17けんり春闘の行動として経団連前行動、決起集会在銀座プロッサムで開催され、新橋までのデモを行った。同日共謀罪反対の野音集会もあり、決起集会参加は3百名余であったが、中身は濃い集会となった。

4月13日にはフジビを組合が訴えた事件で不当判決が出され、翌日の14日より連続の社前座り込み行動も行われた。

4月19日には中小労組の総行動と東部けんり総行動が取組まれ、午後には2つが合流し、JALの不当解雇撤回を求める国交省前行動と要請、続いて恒例の首都高速会社前の行動が取組まれた。

夜には日比谷野音で、「辺野古の海の埋め立て工事強行を許さない4・19大集会」が開催され、野音には参加者があふれた。152日も不当に拘束されていた沖縄平和センターの山城博治さんも元気な姿を見せてくれた。集会后は銀座方面へデモで沖縄への差別と共謀罪の恐ろしさ、戦争法の廃止を訴えた。

4月6日の集会で国会審議中の「会計年度任用職員」制度案につき全統一



4月6日けんり春闘行動（経団連前）

千葉市非常勤嘱託職員分会の山室さんが発言されたが、改めて問題点を寄稿して頂いた（2面掲載）。
国が自治体に働く非正規職員の不安定・低労働条件を固定化するならば、民間は推して知るべしになる。官民で反対の声を上げよう！



4月6日けんり春闘主催の中央総決起集会（争議団の訴え）

女性委員会学習会&学習旅行 「満蒙開拓団と女性たち」

4月10日に南部全労協の藤村さんを講師に「大陸の花嫁」という視点から、事前学習会を行いました。そもそも、農業経験のない商売人たちが店をたたんで満州に渡ったという話を私は初めて知り、驚きました。

経済的、社会的、文化的・・・様々な要因から渡満した女性たち。開拓団という名ではあったものの、その土地を耕し続けていた中国人を追い出しその土地を家や家畜もろとも奪った加害者であることも忘れてはいけない事実だということを感じました。

4月22、23日にかけて、女性委員会幹事合宿で長野県阿智村「満蒙開拓平和記念館」を訪れる旅に参加し、語り



4月6日、日比谷野音では、共謀罪反対の集会が開催された。



4月22日、満蒙開拓平和記念館前

部の久保田諫さんに満蒙の体験をお聞きしました。
単身で渡満、終戦後、集団自決に追い込まれたという久保田さんは当時15歳。耳の不自由な青年と共に、子どもやその母親たちが死ぬのを手伝い、最後には、お互いに握った石で顔を殴り合つて死のうとしたこと、意識が戻り帰国するまでの地を這う体験、穏やかな口調でしたが、お聞きして胸が詰まる想いでした。
記念館では、年表や啓蒙ポスターなどから見えてくる国策と、解説者の説明から当時の状況がしっかりと伝わってきました。

体験者の記録にあった、「全員を生き返らせる」
また「死のう」という指導者の決断ひとつが開拓団の生死を分けたという言葉が印象的でした。

国策だ、村の為だ、夢のような世界が待っているという幻想を抱かされ、終戦になった途端に手のひらを返して切り捨てられた開拓団の人々の話は、福島や沖縄に重なるものがあると感じる旅でした。

全国一般三多摩労組 渡辺香織

「フジビ闘争」

下請法・派遣法違反を認定しながら！ 不当判決に控訴し闘う！

フジビ闘争は、子会社フジ製版を解雇された組合員が、来年、創業100年を迎える富士美術印刷（フジビ）と、地域の資産家の会長・社長、破産した旧フジ製版の元役員ら創業家の田中一族を違法行為による損害賠償で訴えた裁判の判決が、4月13日に東京地裁労働部で言い渡された。

判決の当日は、裁判長の「原告の請求をすべて棄却する」の声に対して、法廷内に「不当判決！」の怒号が響いた。またしても不当な判決だった。

しかし、判決の中で東京地裁は、フジビが下請法違反に当たる3割もの値引きを強要していたこと、また、フジ製版の労働者をフジビの指揮命令下に就労させていたことは偽装請負であり、派遣法に違反するなど認定している。さらに「フジビがフジ製版の経営を

左右する支配的な立場にあつたとみる事実的根拠がある」と、労働委員会や裁判で組合が主張していた内容を

を事実的に認める判断を示している。

どんな判決でも翌日からフジビ社前に座り込むと決めていた当該と支援共闘会議の呼びかけに、5日間で140名を超える支援の仲間たちが駆けつけて、当該たちを激励した。勿論、控訴して闘いは続きます。

中小企業労働者たちの真の使用者であるフジビ本社に向けた闘いは、フジビと田中一族を追い込みます。引き続きの支援を訴えます。

（全国一般東京労組・フジビ争議団）



過労死ラインの

残業合法化は絶対ダメ！

アベの働き方改革では長時間労働の削減として、月45時間、年間360時間の大臣告示を法律に格上げし罰則をつけるとしているが、特例で年720時間（休日労働を含まず）、繁忙期は月100時間未満、2、6月平均で80時間（休日労働含む）を合法化しようとしている。

4月7日、4月27日に労政審が開催され、労使の委員が労使合意は歴史的大改革と持ち上げ、スピード感をもって審議するとしている。100時間が合法化されれば、過労死認定の基準も後退し、裁判で企業の責任追及も困難になるだろう。

雇用共同アクションは労政審開催日に「命と健康をまもる上限規制とインターバル規制を！」と宣伝行動を行っている。

「会計年度任用職員」制度法案に反対！～“地方公務員も同一賃金”の嘘

今年二月の新聞に「地方公務員も同一賃金」という見出しが新聞に載りました。地方公務員法と地方自治法を改正し、それまで報酬と費用弁償しか出してはならないとされていた非正規公務員にも手当を出せるようにするという内容ですが、これに私たちは大きな危惧を持ち反対しています。

まず第一に、これまで法的にきちんとした規定が無かった自治体の非常勤職員を全て「会計年度任用職員」という、一年限りの職員として位置づける制度であるということです。今や全国の自治体職員のほぼ三人に一人が平均年収200万円以下の非常勤職員で、委託された業者で働く職員も含め官製ワーキングプアと呼ばれていますが、その多くが恒常的な業務に就いています。

私たち公立図書館の仕事は知識と経験の積み重ねが不可欠で、二十年近く勤続し研修も受け、現場では職員から「あなたたちは異動がないから」と長期にわたる仕事を任されたり児童サービスの担い手として育成されたりしています。ところが一年雇用だからと毎年履歴書を書き、昇給もボーナスも退職金もありません。私たちには労働契約法もパート労働法も育児介護休業法も適用されず、かといって地方公務員法の身分保障もなく、法の狭間に置かれています。おまけに「任用」といって私法上の雇用契約ではなく公法上の行政処分なので、自治体はいつまでも安い賃金で私たちを雇い続け、自分たちの都合でいつでも雇止めができる存在なのです。それでも私たちは全統一労働組合に加入し、当局と協定書を交わし、サービス残業を止めさせ、忌引き一日から産休、育休、交通費実費支給、時間休など少しずつ働く環境を整えてきました。

「会計年度任用職員」はあいまいだった身分を法律で保障するというのですが、実際にはこのように長期雇用が必要な職場であるのに、会計年度すなわち一年だけ保障されてもなんの改善にもなりません。逆に一年と法律に明記されることでこれまで任用を更新してきた実績も顧みられなくなる恐れがあるのです。

何より問題なのは、私たち特別職の非常勤職員（他に一般職非常勤と臨時非常勤がいます）にはかろうじて労働組合法の適用があり、団結権や労働協約締結権、労働委員会への申立権などがありましたが、この労働基本権すら奪われるということです。

さらに、次の年に同じ人を（能力の実証を経て）再度任用することは可能だが、それはあくまで更新ではなく「新たな任用」であり「一か月の条件付き任用期間」を設けよということです。現場の実情を無視した、まったく無駄で侮辱的な制度です。

また、新聞には「手当が出る」と書いてありますが、自治体側の反対により、職員のように「給与」と「諸手当」が出せるのはフルタイムの非常勤に限定され、職員より一分でも短く勤務時間を設定されたら「期末手当（勤勉手当は無し）」のみ、しかも「財務状況に応じ」「出せる」というだけになりました。先述のように労働組合としての交渉もできなくなるので出すか出さないかは自治体次第ということです。

このように今回の改正法案は図書館や保育、看護師、相談員、ハローワークなど自治体の恒常的継続的な業務に就いている非常勤職員にとって、「期末手当が出るかもしれない」という可能性と引き換えに、法律で一年という期限を設け、期待権も交渉権も奪うというあまりに代償の大きいものです。

民間には正規への転換や格差是正をと言いながら、国や自治体は自分たちはこういうことをしているのです。私たちはこの実態を訴え、例えば任期の定めのない短時間勤務職員制度や、すべての非常勤職員への労働基本権付与など、本当に私たちの処遇改善につながるような法制度を求めていきます。

全統一労組千葉市非常勤嘱託職員分会長 山室徳子